

〔文献紹介〕

道垣内弘人著『信託法理と私法体系』

能見善久

本書は、信託を「特殊な制度としてではなく、大陸法系に属するわが国の私法体系に矛盾なく位置づけられる」べきものとの基本的立場から、信託法の考え方と民商法の理論との整合的理解、さらには両者の統合の構想を模索するものである。以下では、まず本書の内容を紹介し、その後で若干の感想を述べることにしたい。

第1章「信託法は特殊なものか」では、本書の基本的な立場と分析の視角が提示される。冒頭に述べたように、本書のねらいは、信託法と民商法理論を「水に浮かぶ油」のように異質で没交渉的なものととらえるのではなく、両者が一体として形成する矛盾のない私法秩序を構想することにある。先人の業績の中にも信託法理論と民商法との関係を積極的に追及したものがないではないが（末弘、谷口、大阪谷などの諸説を挙げる）、これらの見解は、その理論的根拠、方法論などのレベルでなお十分なものとは言えないと指摘する。この方面での理論的追及が十分でなかったのは、従来、信託の特殊性が強調されすぎ、信託法理で他にも類推適用すべきものがあったとしても、その理論的基礎を十分に検討してこなかった点にあると著者は考える。そこで、この理論的基礎を求める手がかかりとして、わが国と異なり、信託と契約などが「一体となって矛盾のない私法制度」を形成しているイングランド法を考察しようとする（イングランド法でも契約はコモンローであり、信託はエクイティーであり、別の制度であるが、両者が没交渉なものとなっていないという理解が示されている）。イングランド法における信託法理を分析するにあたっての視角として、著者は、受託者に課される「義務」と物権的保護を受ける受益者の「権利」の2つを設定する。

第2章「信託法理の義務均質化機能」では、忠実義務・公平義務・報告義務など信託の受託者の義務とされるものの源泉が「信認関係」にあること、そしてこの「信認関係」を媒介として、これらの義務が狭義の信託の範囲を越えて、信頼を基礎とする他の法律関係においても拡大してきたことを論じる。たとえば、本人に対する代理人の義務、顧客に対する弁護人の義務、会社に対する取締役の義務、組合員に対する業務執行組合員の義務などがその例である。さらには、対等な当事者間で締結される通常の商事取引上の契約においても、信認関係が認められる事情がある場合には、信認関係に基づ

く義務を認める傾向があることを指摘する（ただし、最後の例として挙げられているのはオーストラリアの判例である）。このようにして信託法理が他の法律関係にも影響していくことを正当化するロジックとして、著者は「諸制度間の互換性」という考え方を基礎にする。すなわち、同一の目的（土地所有者がその所有地を用いて駐車場経営をすることを他人に委託する場合）に対して、代理、組合、信託などの制度が相互互換的に使えるが、どの制度を用いたかによって異なる結果になるのは適当でないという考え方である。このロジックをもとに代理や組合の法律関係においても信託法理と同様な義務が認められることになる。もっとも、このロジックと、代理人と本人の間にも「信認関係」が認められるから、受託者の義務に類似する義務が代理人にも認められるべきであるというロジックとの関係が必ずしも明確でない。後者は、「信認関係」が認められる法律関係においては、信託法理こそが基準となるべきであるという考え方であって（著者のいう「信託法理の義務均質化機能」というのはまさにこれをさしているが）、単に互換的な制度間では同一の結果になるべしということ以上の内容を含んでいる。

第3章「信託法理の救済均質化機能」では、義務違反に対する救済のレベルでも、信託法理がその固有の範囲を越えて、受託者と類似した地位・権限を有する他の者の義務違反に対する救済の場合に影響していくことが論じられる。ここでの基本的なロジックは、類似した地位・権限を有する者の義務が均質化される以上は、その義務違反に対する救済も均質化されなければならない（均質化の要請）、その際中心となるのは信託法理であるという2つである。信託的救済の特徴を、著者は、「信託財産と他の財産との混和」「信託財産の不当処分」「信託財産の自己取引」「許されない利得」の4つの場合において検討する。いずれにおいても受益者の物権的な救済手段が認められるのであるが、前3者の場合には、物権的救済の基礎は、「信託財産はもともと受益者のもの」という考え方である。しかし、このような考え方に基づいて物権的救済を求めることができるとしても、権利の対象すなわち信託財産が特定できなければ実効性がない。そこで、信託財産が他の財産と混和したりした場合に、どのように物権的救済の対象を特定するかが重要になる。イングランド法は、この特定を容易にする法理として「同一性の認識に関する準則」があるという。たとえば、受託者が信託財産と個人財産を混和させた場合には、受益者有利に推定が働き、受託者の方で反証ができない限り、そのすべてが信託財産であると推定される。このように物権的救済の対象が確定しても（「同一性の認識に関する準則」で推定を受ける場合も含めて）、第三者との関係でこれを主張できるか次の問題である。これは権利を対抗できるかどうか問題である。イングランド法では善意有償の第三取得者に対しては追及できないというルールで処理される。次に、4つ

文献紹介

目の場合である「許されない利益」の場合については、以上述べたことと少し異なる。ここでは信託財産を追及するというのではなく、受託者があげた不当な利益（不当利得的な利益）を吐き出させることが問題であるが、それを債権的な救済にとどめるのではなく、擬制信託の法理によって物権的な救済を与える点が重要である。このように信託法理が物権的救済を与えている構造が明確にされる。本書の重点はしかし、この先にある。それは、このような信託法理ないしエクイティー上の物権的救済が、信託と互換性のある類似制度に拡大されていくことを指摘する点である。ここでも、「信認関係」という概念を介して、本来はコモンロー上の法律関係である代理人・本人の関係などにエクイティー上の追及権が認められていく。また、「許されない利益」を吐き出させる擬制信託の法理も、「信認関係」の概念を介して、本来の受託者だけでなく他の信認義務者（代理人など）にも拡大していく。さらに最近の注目すべき現象として、伝統的に「信認関係」があるとは言いにくい場合にも（売買契約の当事者など）、エクイティー上の追及権が拡大されている現象を指摘する。

第4章「信託法理の典型契約形成機能」では、信託法理が契約に書かれない義務を当事者に課すことによって、法律関係を標準化する機能を有することを指摘する。これを著者は「典型契約形成機能」と呼ぶ。たとえば、銀行と顧客の当座勘定契約においては、明確に規定されていなくとも、その信認関係から顧客情報に関する守秘義務が生じる。これを合理的意思を推測する「黙示的条項」によって説明することもある程度できるが、当事者の意思から離れた義務を課すとなると「黙示的条項」では説明が困難である。ここで信認関係を根拠とする一群の権利義務を設定するという現象が生じる。これはまさに、任意法規を設定するということと同じであり、また、「イングランド契約法にも典型契約が存在する」という見方につながる。信託法理の注目すべき機能が描かれている。

第5章「わが国の財産管理の義務」では、これまでのイングランド法についての分析・検討の結果をふまえて、日本法においても民法・商法と信託法を統一的視座のもとで、相互関連的にとらえることができないかを追求する。著者は、日本法では信託法をもとに「信認関係」を媒介として他に及ぼしていくというイングランド法の方法は必ずしも適当ではない、と考える。日本の信託法は信認的關係にある義務者の義務内容を網羅的・包括的に規定しているわけではないからである。他の類似制度においても同様に、日本法の特徴は、受任者、取締役、その他の個別法規など、それぞれにおいてそこで主要なないし特徴的な規定を設けているにすぎないモザイク的な点にある。しかし、信託とその他の類似制度が相互互換的制度である以上は基本的に同様の解決がなされるべきである。そこで、各制度において規定されている義務は、それぞれの信認関係上の義務者

について規定した例示的なものであると考え、信託と他の類似制度を連続的制度であると解することにより、相互に例示規定の内容を及ぼしていくことが日本法の課題になるとする。かくして、日本においても信託と他の類似制度において義務者の義務内容につき整合的な理解が可能となる。

第6章「わが国における財産管理者の義務違反に対する救済方法」では、わが国における互換的な諸制度間における救済手段の異同を検討する。第3章におけるイングランド法の考察の際と同様な観点から、信託財産と他の財産との添付が生じた場合、信託財産の不当処分がなされた場合、信託財産の自己取引、信託財産ないし受託者の地位からの利益の取得の場合について、信託受益者がどのような救済を受けるかを考察する。日本法では、前3者の場合には、原則として受益者の物権的救済が認められている（特定性の認定について受益者を有利に扱う法理は日本法にはないが）。これに対して、許されない利得の吐き出しについては、債権的な救済しか認められていない。信託類似の他の法律関係においてはどうなっているか。本人・代理人や会社・取締役の法律関係においては、基本的には対象となる財産の所有権がどこにあるかによって物権的救済が可否が決まる。委任者に所有権がない場合には、委任者には債権的保護しか認められない。ここでは信託法におけるよりも物権的救済が認められる範囲が若干狭い。許されない利益などの吐き出しに関しては、信託の場合と同様、債権的保護しか与えられていない。ここで、著者は、いったんは、類似制度間のアンバランス是正という基本視点を背後に退かせ、金銭について物権的救済を論じる。そしてこれを一般論理のレベルで見直すことで、一定の場合に、信託法と同様な物権的救済による保護が認められるようになるという。とりわけ重要なのが分別管理されている金銭に対する物権的救済である。

締めくくりの第7章「信託とは何であったか」では、信託法をわが国の私法体系の中に組み込んで理解した場合に、その意義をどのように考えるべきかという根本的問題について論じる。ここでいう意義とは、「現在の私法体系を前提とするときの信託法の存在理由、共時的・体系的な分析としての信託法の意義である」。したがって、類似制度間において同等の義務が認められ、救済方法が認められるべきであるという視点からの私法理論の再構成が完成したあとにおいて、その私法体系の中で信託法がどのような意味を持つかということが問題とされる。このような観点から、著者は、義務違反に対する救済方法の問題が重要であるとする。すなわち、信託は、突き詰めれば、ある財産の所有権を財産管理者に移転した場合にも、したがって所有権を有しない者にも、所有者と同様の物権的救済を認める点に究極的な意義があるということを重視する。このような理解は、物権的、債権説と対立してきた信託の構造について、債権的構成を再評価す

文 献 紹 介

るという理論的帰結に到達する。すなわち、信託においては所有権を受託者に移転しているという意味で受益権は債権であるが、ある者が他人のために財産の管理・運用を請け負った場合には、権利者に所有者と同様の物権的救済を認めるのが適当であり、それが信託法上の受益者の取消権（信託法31条）、信託財産の独立性（15条～18条）、信託財産の物上代位性（14条）などであるという。こうして著者は、今後の課題に言及しつつも、信託法を私法体系の中に位置づける構想を提示して本書を締めくくる。

以下に若干の感想を述べたい。

信託を私法体系の中に組み込むという作業は重要な課題でありながら、著者の指摘するように意外と理論化が遅れていた。この問題を本格的に論じる本書は重要な基本文献となるであろう。思うに、日本では信託法という特別法があるために、かえってこうした私法体系の中での信託の位置づけという作業がおろそかにされてきたのではないか。しかし、一方で信託理論が信託法の枠の中に閉じこもっていられた時代が終わり、信託理論自体の再検討とその発展が期待されている時に、信託を私法体系の中で適切に位置づけることなしには今後の議論はできない。単に信託理論の側での要請があっただけでは、信託以外の代理、委任、間接代理などの法律関係においても、これらが財産管理に用いられることが多くなり、そこでの処理についての理論的説明が必要となってきた。多少具体的に言えば、証券会社が有する顧客資産の問題、債権流動化システムにおいてサービサーなどが取立・管理する財産の法的意味、送金依頼をした場合の顧客と仕向銀行・被仕向銀行との関係など、信託以外の法律関係とされているもので、信託と類似の関係が作られている場合の法的関係については、信託を含めた全体的な考察が必要とされている。本書は、こうした時代的要請にまさに対応するものである。

具体的な中身についても、本書中に重要な示唆が随所になされている。その中でも評者が興味深いと思ったのは次の2点である。第1は、信託の究極の意味をどこに求めるかについての著者の見解である。物権的救済に焦点をおく信託の理解は重要である。もちろん、信託を物権的に構成すれば、それは当然の帰結であるが、本書が主張するのは、信託を物権的に構成しないで、したがって、信託受益権を債権にとらえながら、物権的救済を認めることである。これは従来なかった興味深い指摘である。第2は、第1点と密接に関連するが、債権的地位にあるものであっても、一定の要件の下で（他人のために財産を管理しているという関係）、権利者の物権的保護が認められるという一般的テーゼが導かれることによって、占有＝所有権理論では金銭の保護に限界があった問題に対して、新しい視点を持ち込んだことである。前述のサービサーの取り立てる金銭についても、実質的には債権譲受人のものであるとして、これを保護することをどのように

理論化するかが重要な課題であるが、こうした問題に解決の糸口を与えるものである。繰り返しになるが、信託とそれ以外の法律関係との両方を視野に入れて統合的な理論で解決しようとするところに本書の重要な意味があるのである。

以上のように興味深い本書であるが、気になる点もないではない。第1は、本書が展開するロジックに関する。本書が信託法理を私法体系の中に組み込む際に用いているロジックは大別して2つある。一つは、相互互換的な類似制度においては、たまたま選択した制度によって効果が異なるのは適当でないというロジックと（「整合性ロジック」とでも呼ぶことにする）、統合ないし整合性を追及するときに信託法理が中心的役割を果たすというロジックとである（「信託中心ロジック」と呼ぶことにする）。信託関係を媒介に信託法理を信託以外の法律関係に拡大していくイングランド法はこの2つのロジックの組み合わせ、とくに「信託中心ロジック」が顕著のようである。これに反して日本法はどうか。著者は、慎重にイングランド法と日本法の違いに言及しつつ、「整合性ロジック」を中心に信託の私法体系への組み込みを図るが、どのような内容で類似制度間の整合性を図るかを考える際には、どうしてもそのための基準が必要になる。その基準として著者は、やはり「信託中心ロジック」を維持しているのではないかと思われる（第5章の要約で述べたように、著者の考えは単純ではないが、多くの場合に、信託受託者の義務が基準となることは承認していると思われる）。しかし、信託中心ロジックの合理性はどのように証明されるのかが明確でない。すなわち、他人の財産を管理する制度においては、信託法理が最も合理的な内容を有しており、それで他の法律関係（代理・委任その他）も律せられるべきであるということを論証することが重要であろう（結論としては、評者もこれに賛成なのであるが）。私法体系の中に信託を組み込むという課題を掲げるとすると、この点は重要であろう。第2に、信託と契約の関係についてである。契約法の側からみると、現在では信義則などを援用しながら当事者が明確には意図しなかった義務などが認められている。このような信義則論と信託法理の拡大との関係をどのように理解するかについてももう少し言及があってもよかったのではないか。信託は財産の管理・運用に関する制度である点に特徴があり、その分野における信義則の具体化として信託法理の拡大を考えるのであろうか。

著者も指摘するようになお検討すべき問題は多々あるが、信託を含めた私法体系の理論化の試みとして貴重な作品が世にでたことを喜ぶたい。 （東京大学教授）

〔道垣内弘人著『信託法理と私法体系』有斐閣，1996年，46判，254頁，定価（本体2,500円＋税）〕